熊本地震復興応援定期積金

ご利用いただける方	個人（個人事業主）、法人のお客さま
対象商品	定期積金
期間	５年
取扱期間	令和８年１１月２４日（火）～令和９年６月３０日（水）
預入(1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・原則として、毎月所定の日に掛金を払い込みいただきます。 ・毎月１０，０００円以上 ・１００円単位
払戻方法	満期日以後に払い戻しいたします。
利息（給付補てん金） (1)適用金利 (2)支払方法 (3)計算方法	 ・年１．０％ ・満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を１円、ご契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算を行います。
税金	・個人のお客さま：20.315％の源泉分離課税（国税 15.315％、地方税 5％） ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ・法人のお客さま：総合課税
手数料	－
付加できる特約事項	毎月の払い込みは、以下のお取り扱いができます。 当座預金・普通預金からの自動振替
中途解約時のお取り扱い	払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって利息を計算し、既に払い込まれた掛金残高相当額および利息をお支払いいたします。
金利情報の入手方法	窓口、当金庫ホームページでご確認ください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部（9 時～17 時、電話:0120-310-708）にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913)、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・マル優のお取り扱いはできません。 ・この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。